東北緩和医療研究会会則

第1条(名称)

本会は「東北緩和医療研究会」と称する。

第2条(目的)

本会は緩和医療全般に関して研究し、その結果を医療従事者に普及することを目的とする。

第3条(事業)

- 1、本会は年1回総会を開催する。
- 2、本会は学術集会および教育研修会等を開催する。
- 3、本会は緩和医療全般に関し、調査活動と研究を行う。
- 4、その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4条(会員)

- 1、本会の会員は正会員と賛助会員(法人、団体、個人)で構成する。
- 2、正会員は、本会の目的に賛同する医療従事者、研究者ならびに医療介護関係 者とする。
- 3、賛助会員は本会の目的に賛同し、その事業を援助する法人、団体および個人とする。 賛助会員は正会員と同等の資格を有し、本会の事業に参画できる。

第5条(会費)

- 1、会員は年会費を納入するものとする。
- 2、年会費の額は、世話人会で決定し、施行細則に記載する。
- 3、教育研修費等の参加費は、世話人会で決定し、開催時に案内する。

第6条(役員)

1、本会は下記の役員を置く。

会 長 1名

大会長 1名 (当番世話人)

世話人 各県若干名

会 計

2名

監事 2名

- 2、会長は世話人会の互選によって定められ、会務を統括、運営する。世話人会 では議長を務める。任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3、大会長は大会開催県の役員の互選によって定められ、年次大会を統括、運営する。任期は1年とする。
- 4、世話人は会員のうちから会長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5、会計は会員のうちから会長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6、監事は会員のうちから会長が委嘱する。監事は会の運営、会計監査を行う。 任期は2年とし、再任を妨げない。
- 7 世話人会の推薦により名誉会長をおくことができる。

第7条(学術集会、総会)

学術集会、総会は大会長が運営するものとする。

第8条(教育研修会等)

教育研修会等の開催は世話人会で決定し、大会長が運営するものとする。

第9条 (総会の議決)

総会の議決は総会に出席した会員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の時は会長が決するものとする。

第10条(評決の委任)

やむを得ない理由により総会に出席できない会員は予め通知された事項について その評決を委任することができる。この場合において第9条の規定の適用につい ては出席したものとみなす。

第11条(会計)

- 1、本会の会計年次は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2、本会の経費は、会費、参加費および寄附金をもってこれに当てる。
- 3、本会の決算は世話人会の議決を得た上、総会の承認を受けるものとする。

第12条(退会)

- 1、退会をする会員は事務局に届けなければならない。その場合既納の会費は返却しない。
- 2、連続して2年会費を納入しないものは退会とみなす。

第13条(事務局)

本会の事務局は、以下におく。

〒980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町2-1 東北大学大学院医学系研究科緩和医療学分野内

TEL: 022-717-7366 FAX: 022-717-7367

第14条(会則変更)

本会則の変更は世話人会の議決を経て総会の承認を必要とする。

「施行細則」

- 1、正会員の年会費は3,000円とする。
- 2、賛助会員の年会費は10.000円とする。
- 〔付則〕 本会則は平成9年3月15日から当面施行する。
- 〔付則〕 本会則は平成9年6月21日に一部修正した。
- 〔付則〕 本会則は平成 11 年9月4日に一部修正した。
- 〔付則〕 本会則は平成12年9月2日に一部修正した。
- 〔付則〕 本会則は平成 14年 11月 16日に一部修正した。
- 〔付則〕 本会則は平成 25 年 10 月 5 日に一部修正した。
- 〔付則〕 本会則は平成28年4月1日に一部修正した。
- 〔付則〕 本会則は令和2年4月1日に一部修正した。